

令和 6 年 3 月

小諸・佐久地域のみなさまへ

小諸労働基準監督署長
佐久公共職業安定所長

「Hello!こもろーき通信」の活用について

労働基準行政及び職業安定行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度より、当署所においては、「Hello!こもろーき通信」(旧:「こもろーき通信」)と称し、時機を捉えた労務管理上のポイント及び管内の労働災害事例を踏まえた再発防止対策等についてまとめた資料を毎月作成し、ホームページ公表等の方法により、広く小諸・佐久地域のみなさまに情報発信させて頂きました。

この度、創刊以来、全 26 の「Hello!こもろーき通信」をとりまとめましたので、改めてご確認いただき、自社の労務管理及び労働災害防止対策等にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

「労働条件通知書」

渡しましたか？もらいましたか？

4月になり、新入社員を雇用した方・新入社員として社会人デビューした方も多いと思います。

雇用形態に関わらず、雇用契約を結んだ場合、会社から従業員に対して、「労働条件通知書」等の労働条件について説明した書面（内容にも定めあり）の交付（従業員の同意があればメールの送信等でも可）が義務付けられており、違反した場合には、労働基準法により30万円以下の罰金刑に処せられるケースもあります。

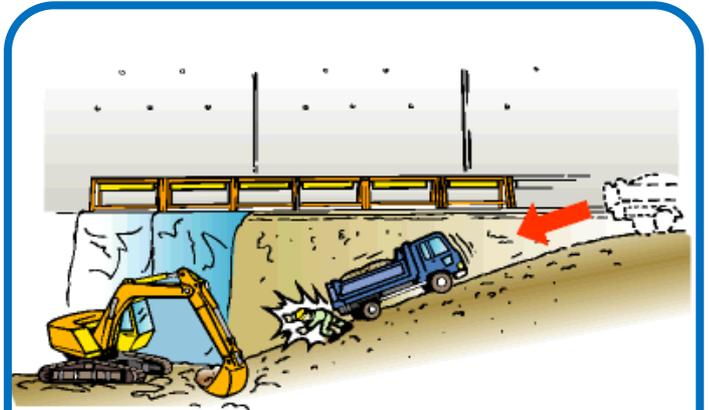
認識の違いによるトラブル防止のためにも必ず交付しましょう。



【労働条件通知書の例】



【メールの送信等
の場合の留意点】



坂道を乗用車が無人滑走して大けが

小諸市内の工事現場で、作業員が乗用車を坂道（約7度）に駐車し、パーキングレンジに入れてサイドブレーキをかけないまま運転席を離れたところ、乗用車が坂道を下り、それを止めようとした作業員が大けがをする事故がありました。

【再発防止のポイント】

- 1 坂道駐車は出来るだけ避ける。
- 2 やむを得ず坂道に駐車せざるを得ない場合は、確実にサイドブレーキをかけ、輪留めをする。

石綿の規制が、

大きく変わります。

～事業者・作業員だけでなく、

一般のみなさまにもお願いがあります～

現在は石綿を含む製品の輸入・製造・使用等は禁止されていますが、石綿が人体に有毒であると知られる前には、建材等に多くの石綿が使用されていました。石綿が使用されている建物の解体や改修がこれからピークを迎えるにあたり、労働安全衛生法令の改正があり、令和4年4月から多くの法規制がかかります。

自宅を含め、建物のオーナーである一般のみなさまも、解体・改修工事を行う際には、施工業者への配慮等をお願いします。

【改正法令の詳細】



労働保険に

入っていない経営者に

人を雇う資格はありません。

この4月に法人を設立したり、個人事業として独立したりした方も多いのではないのでしょうか？

法人でも、個人事業でも、また、正社員でも、それ以外（アルバイトやパート等）でも、人を雇う際には、労働保険への加入義務があります。

まだ加入手続きをとっていない事業主の方は、速やかに加入手続きをとるようお願いいたします。



【労働保険の詳細】



【編集後記】

地域のみなさまに少しでも分かりやすい情報発信となるように努めていきます。よろしくお願いたします。

（第1号：令和4年4月発行）



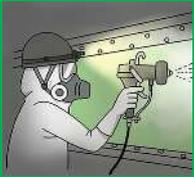
この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

「請負契約」等でも 実態として「労働者」であれば 「一人親方」等とは扱われません。

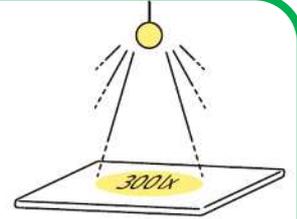
管内の工事現場において、形式上は「請負契約」であったものの、現場では他の労働者同様の働き方をしていた作業員が被災する中毒災害が発生しました。

労働基準法等の適用対象となる「労働者」か否かは、形式上の契約ではなく、実態で判断します。

「請負契約」であっても、実態が労働者であった場合、労働基準法等を守らないことは法令違反となりますし、「請負契約だから労災はいいや」といった考えのもと、実態は「労働者」であった場合、事業主に追徴金や労災給付した費用の徴収を行うことがあります。



【実態は「労働者」と判断した事例等】



【事務所に
かかる改正
法令の詳細】



「照度」が足りない場所での転倒災害発生。

会社敷地内等で、「照度」が足らず、足元の状況がよく分からずに階段や段差で転倒する事例が目立ちます。

【再発防止のポイント】

従業員の動線を再確認し、「照度」が足りない箇所には明かりを設ける。作業頻度の高くないところにはセンサーライトも有効。

令和4年12月施行の改正法令により、事務所における「照度」の基準は変わります。

職場における熱中症対策、始めてください。

厚生労働省では、職場における熱中症対策のため、毎年5月1日から9月30日までを「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間と設定しています。

職場における熱中症で、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

各職場におかれましては、WBGT値の把握、労働者に対する教育研修の実施、発症時・緊急時の措置の確認と周知等に取り組んでいただくようお願いいたします。



長野も夏は暑いのに！
熱中症予防対策
ヨシ！



【職場における
熱中症予防情報】
(動画教材あり)



業務によって

新型コロナウイルスに

感染した場合は労災給付の対象です。

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合には、労災給付の対象となります。また、所定の様式による労働基準監督署への報告が義務となります。

ご不明点ありましたらお問合せ下さい。



【関連資料】



【編集後記】

暑さに体が慣れていない初夏は、職場における熱中症が多発しますので、早期に対策をお願いします。

(第2号：令和4年5月発行)

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel:0267 - 22 - 1760 Fax:0267 - 22 - 0012



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

長時間労働の削減に向けて ～あなたの会社に毎日遅くまで 残業している労働者はいませんか？～

今年5月、当署では、最長で1か月約180時間の違法な時間外・休日労働を行っていた軽井沢町内の飲食店を書類送検しました。

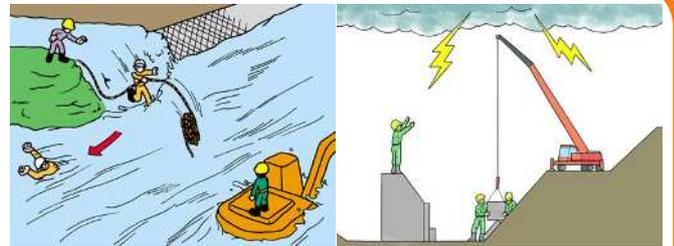
管内の事業場のみなさまにおかれましては、危機意識を持ち、長時間労働の削減に向けた取組を推進して頂くようお願いします。

また、見かけ上の労働時間は減っていても、賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）が生じているといった情報もまず多く寄せられています。労使協力の上、真の意味での「働き方改革」に取り組んでください。



賃金不払残業の解消を図るために
講ずべき措置等に関する指針

長時間労働の
削減に向けて



落雷、大雨等による災害に注意してください。

小諸・佐久地域では、2年前の夏、落雷により農作業中の外国人労働者2名が亡くなり、また、昨年の梅雨、河川工事現場中に直前の大雨で増水した河川の中州に作業員が取り残されるヒヤリ・ハット事例が生じました。

屋外で仕事を行うすべてのみなさまについて、天気急変時等には、「命を守る行動」をとって頂くようお願いします。



大雨・落雷災害
防止のポイント

気象庁による
雷ナウキャスト



毎年6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

外国人が在留資格の範囲内で能力を発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守るべきルールや配慮して頂きたい事項があります。

南佐久地域では、令和2年、外国人労働者の就労に関して、不適切な派遣行為等が確認され、大きな刑事事件となったことは記憶に新しいと思います。

もう一度、雇用されている外国人労働者の雇用管理状況の確認をお願いします。

実習制度に
ついて



教育に
ついて

実習実施者
に対する指
導状況につ
いて



職安への
届出等につ
いて

労働保険年度更新

申告と納付はお早めに。

令和4年度の年度更新期間は、6月1日～7月11日です。本年も、専用のコールセンターを開設し、また、申告書の書き方についての動画をYoutube上で公開していますので、ご活用ください。

また、申告書の審査等業務について、民間事業者
に業務委託しており、委託先から申告書の記載内容
等についてのお問合せをさせて頂くケースが
あります。



【年度更新
特設サイト】



【編集後記】

バックナンバーについても、当署のホームページで
ご確認頂けます。参考にして下さい。

（第3号：令和4年6月発行）



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、普段は記載しているものですが、今回は「全国安全週間」特別号と題して、署員から小諸・佐久地域のみなさまに対して、労働災害防止のために特にお願いしたい事項について説明します。

「全国安全週間」とは？

「全国安全週間」(本週間：7月1日～7月7日、準備期間：6月1日～6月30日)は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的にこれまで一度も中断することなく続けられ、本年で95回目を迎えます。今年のスローガンは、「安全は急がず焦らず怠らず」として展開されており、この期間、各事業場のみなさまに実施していただきたい事項として、安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚並びに安全パトロールによる職場の総点検の実施等があります。



実施要綱



署員からお願いしたい事項

自主的・主体的な安全管理活動の促進

小諸労働基準監督署管内においては、自主的・主体的な安全管理活動が不足していることも要因の1つと思われる労働災害が多発しており、特に、今年1月には、同要因によると思われる死亡災害も発生しています。

誰もが快適で働きやすく、安全・安心な職場の実現に向けては、法令を遵守するだけでなく、企業内の適切な安全管理体制の下で、自主的・主体的な労働災害防止活動に全員が参加し、取り組んでいくことが重要です。

関連資料



関連資料



署員からお願いしたい事項

「非常作業」災害の防止

「非常作業」とは、保守作業、トラブル対処など、通常の作業と異なる作業をいい、労働災害の中には、「非常作業」中のものが多く含まれています。

その理由としては、

(1) 日常的に反復・継続して行われることが少なく、かつ、十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、事前の検討が十分でないことが多く、併せて、これらの作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと。

(2) 事業場の複数の部門にわたって、輻輳して行われることが多い半面、連絡調整が必ずしも十分でなく、作業指示が不明確になりがちであること。

が指摘されています。

「非常作業」時の安全管理指針の策定等による対策をお願いします。

指針(例)



署員からお願いしたい事項

優先順位を意識した「リスク低減措置」

小諸・佐久地域の多くの事業場において、リスクアセスメントに取り組んで頂いているところですが、特定し、見積もったリスクに対して採用した低減措置の内容をみると、優先順位の検討が不十分であると思われる例が確認されます。

「管理的対策」や「保護具の使用」等の対策を安易に採用することなく、まずは「本質安全措施」や「工学的対策」の採用の検討をお願いします。



「事例で分かるリスクアセスメント」



【編集後記】

「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」すべく、「全国安全週間」期間中に総点検をお願いします。
(「全国安全週間」特別号：令和4年6月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

労働基準監督官の調査に 適切なお対応をお願いします。



今年6月、当署では、労働基準監督官の調査時に虚偽の陳述を行った事業主を書類送検しました。労働基準監督官は、法に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に守って頂くよう、必要な指導を行い、法定労働条件の確保と働く人の安全や健康の確保を図る職務を有しています。

国際条約により、労働基準監督官には、予告なく事業場に立ち入ることが認められており、労働基準監督官の立ち入りや調査を拒否する、質問に対して虚偽の陳述を行う、虚偽の帳簿書類を提出する等の行為に対しては、罰則が定められています。

また、労働基準監督官は、重大・悪質な事案に対し、司法警察員（警察機関）として強制捜査（家宅搜索等）を含む犯罪捜査を行い、警察官同様、検察官に送検する権限を有しています。

労働基準監督官
の仕事



長野労働基準監督署作成 You Tube 動画



フォークリフトを正しく使用してください。

南佐久地域において、倉庫内の高所にある荷の整理作業をフォークリフトのフォーク上で行っていた労働者が墜落する労働災害が発生しました。

フォークリフトは様々な場面で使用される便利な道具ですが、重篤な災害を引き起こしうる機械です。有資格者による運転、特定自主検査等の法定検査・点検の実施、用途外使用（フォーク上での作業等）の禁止及び接触防止措置（作業員と作業エリアを分ける等）をとること等の基本的な事項を守り、安全な使用をお願いします。

技能講習補助テキスト（基本的
事項の復習に活用できます）



特定機械の検査証をご確認ください。

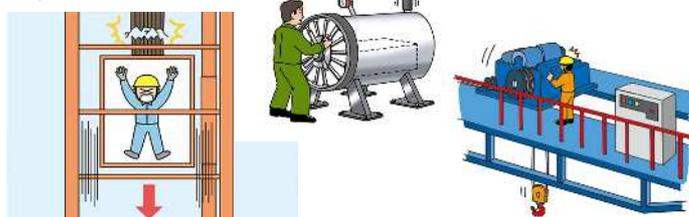
ボイラー、つり上げ荷重が3トン以上のクレーン等、特に危険な作業を必要とする特定機械については、製造・設置後に落成検査等の検査を実施し、発行された検査証に記載された有効期間内での使用が許されることになっています。

有効期間を更新する場合には、性能検査を受ける必要がありますが、最近、当署に対して、「有効期間が過ぎてしまった。」という問合せが複数寄せられています。

有効期間が切れた特定機械は再度検査しないと使用できませんので、検査証の適切な管理をお願いします。



参考資料



労働災害発生時の 主な作成・提出書類について

労働災害発生時の作成・提出書類についての認識が不足、被災者への早期給付が出来ない等の例が目立ちます。ご確認くださいようお願いします。

療養請求... 労災指定医療機関であれば5号用紙を同機関へ、それ以外の場合は一度費用を支払って7号用紙を当署へ

休業請求... 8号用紙を当署へ

死傷病報告... 休業日数が4日以上
の場合は様式23号、4

手続の
詳細 日未満の場合は様式
24号を当署へ



【編集後記】

令和4年の労働保険の年度更新期間は、7月11日までです。お早めの手続きをお願いいたします。

（第4号：令和4年7月発行）



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

「どこまでが労働時間？」

「労働時間」の定義について再確認し、 適正な管理を行ってください。

多店舗展開企業の「労働時間」に関する不適切と思われる事例の報道等もあり、当署にも、「着替えは労働時間に含まれるか？」といった問い合わせを多く頂いています。

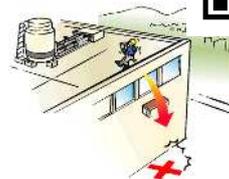
「労働時間」は、使用者の指揮命令下に置かれている時間とされており、使用者の黙示による指示により労働者が業務に従事する時間も含まれます。

「労働時間」に該当するか否かは、個別具体的に判断しますが、各事業場のみなさまにおかれましては、下記資料を参考に再確認をお願いします。

【労働時間の考え方：
「研修・教育訓練」等の
取扱い】



【墜落災害
防止にかかる
関連資料】



短時間でも、高さ2メートル以上の作業は、 墜落防止措置を講じてから行ってください。

夏に入ってから、小諸・佐久地域内の屋根葺き替え、外壁、測量作業及び屋上点検等の現場での墜落災害が多発しており、現場調査の結果、全ての事案について足場の設置等の基本的な墜落防止措置が一切講じられていないものでした。

「ヘルメットを被る。」「気をつける。」のみで、何ら墜落防止措置を講じないことは、重大な法律違反です。「2メートルは人命とる。」とも言われるように、少なくとも、高さ2メートル以上の作業には、必ず墜落防止措置を講じて下さい。



労働保険年度更新

手続きが済んでいない方は早急に！

今年度の労働保険年度更新の所定期日は令和4年7月11日まででしたが、未だ手続きが済んでいない事業場がありましたら、早急に手続きをお願いいたします。

また、委託先の民間業者から、申告書の記載内容についての電話確認及び電話・訪問による申告書の提出状況についての確認がある場合もありますので、ご対応よろしくをお願いします。

【年度更新特設サイト】



「自律的な管理」を基軸とするよう、化学物質の 取扱いにかかる法規制が大きく変わります。

国内で使用等がなされている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。これらの状況を踏まえ、化学物質規制の新たな制度の導入が始まります。

「事業者の義務として、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなくてはならない。」及び「リスクアセスメント対象物を製造等する事業場については、【化学物質管理者】を選任しなくてはならない。」等、法令改正の内容は多岐に渡ります。法令改正の主たる事項の施行期日(令和5年4月1日又は令和6年4月1日)までのご案内をさせていただきます。



【改正法令の
詳細について】



【編集後記】

職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止について、継続して取組をお願いします。

(第5号：令和4年8月発行)

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel:0267 - 22 - 1760 Fax:0267 - 22 - 0012



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

時間外労働の

割増賃金率が引き上げられます。

～ 中小企業の事業主の皆さまへ～

令和5年4月1日から、大企業同様、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合もあります。

働き方改革に取り組む中小企業事業主に対して、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する「働き方改革推進支援助成金」の活用もご検討頂きながら、改正までの半年間で準備を進めて頂くようお願いします



割増賃金率の引き上げについて
「働き方改革推進支援助成金」



「労働者」以外の人に対しても、一定の措置を実施することが新たに義務付けられます。

これまで基本的に「労働者」のみを保護対象としていた労働安全衛生法令が改正され、令和5年4月1日から、請負人(一人親方、下請業者)に対しても、特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業について、その作業方法を周知すること等が義務付けられます。また、同じ作業場所にいる労働者以外の人(他社の労働者、資材搬入業者、警備員など)に対しても、労働者を立入禁止とする場所について、立入禁止とすること等が義務付けられます。



一人親方等の安全衛生対策



「全国労働衛生週間」がはじまります。

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

本週間は、令和4年10月1日～7日、準備期間は令和4年9月1日～30日です。今年度のスローガンは『あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場』です。

過重労働による健康障害防止対策、職場におけるメンタルヘルス対策、職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み、化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、職場の受動喫煙防止対策及び職場の腰痛予防対策等、日常の労働衛生活動の総点検を行って頂くようお願いします。



「全国労働衛生週間」



業務によって
新型コロナウイルスに

感染した場合は労災給付の対象です。

労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症による症状が持続し、療養や休業が必要と認められる場合にも、労災保険給付の対象となります。

請求の手續等については、
当署までご相談下さい。

職場で新型コロナウイルス
に感染した方へ



【編集後記】

今年10月に改定される最低賃金額は、例年、8月末～9月頭に公示されます。詳細は改めてお知らせします。

(第6号：令和4年9月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、普段は記載しているものですが、今回は「全国労働衛生週間」特別号と題して、署員から小諸・佐久地域のみなさまに対して、労働者の健康確保のために特にお願いしたい事項について説明します。

「全国労働衛生週間」とは？

「全国労働衛生週間」(本週間：10月1日～10月7日、準備期間：9月1日～9月30日)は、昭和25年の第1回以来、今年で第73回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況については、長時間労働による健康障害防止等の課題があります。

今年度は、「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとされています。



実施要綱



署員からお願いしたい事項

職場におけるメンタルヘルス対策の実施

ストレスチェックの目的は、メンタルヘルスを不調を未然に防止することであり、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申し出があった場合には、産業医等による面接指導の実施が必要となります。加えて、一定規模の集団ごとに集計・分析した結果(集団分析結果)を踏まえての職場環境の改善に取り組むようお願いいたします。

また、厚生労働省では、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している「こころの耳」というメンタルヘルス・ポータルサイトを設けておりますので、こちらもご活用ください。



ストレス
チェック
導入資料

こころの耳



署員からお願いしたい事項

化学物質による健康障害防止対策の推進

改正労働安全衛生法の施行により、平成28年6月1日から、事業場における化学物質のリスクアセスメントが義務付けられています。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあることを念頭に、各職場において化学物質の健康障害防止対策を推進して頂くようお願いいたします。

なお、「自律的な管理」を基軸とする新たな化学物質規制にかかる改正労働安全衛生法が、令和5年4月1日より、本格的に始まりますので、併せてご準備をお願いします。

新たな化学物質規制について



署員からお願いしたい事項

治療と仕事の両立支援対策の開始

疾病を原因として1か月以上連続休業している従業員がいる企業の割合は、メンタルヘルスが38%、がんが21%、脳血管疾患が12%となっています。近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても、「長く付き合う病気」に変化しつつあり、事業者による治療と仕事の両立支援の取組は、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上等の効果が期待されます。



治療と仕事の両立
支援にかかる
ポータルサイト



【編集後記】

労働者の健康確保のため、「全国労働衛生週間」期間中に自社の取組の見直し等をお願いします。

(「全国労働衛生週間」特別号：令和4年9月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

「908円」

長野県最低賃金が変わりました。

令和4年10月1日から、長野県最低賃金が「908円」に変わりました。

(当署に寄せられている質問と回答)



問1 いつの賃金から最低賃金は変わる？

答1 令和4年10月1日に働いた分以降のものです。

問2 月給者や再雇用者等にも適用される？

答2 全ての労働者に適用されます。時給以外で賃金が支払われている者は、時給に換算して比較します。

問3 最低賃金を下回るとどうなる？

答3 最低賃金法違反となり、1罪につき、50万円以下の罰金刑が課せられることもあります。

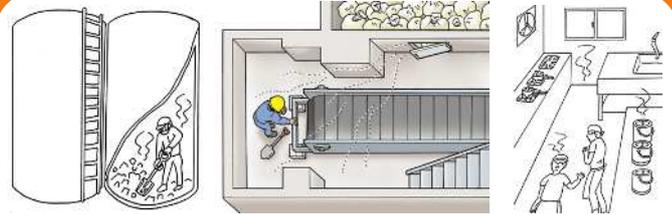
問4 最低賃金が上がることについての支援は？

答4 「業務改善助成金」等があります。



最低賃金
ポータルサイト

中小企業・小規模事業者
支援事業について



一酸化炭素(CO)中毒に注意して下さい。

管内の産廃処理プラント内において、作業中の作業員が体調不良を訴える事例が生じ、CO中毒が疑われます。

COは無色無臭の気体で、体内に吸入されるとヘモグロビンと結合し、体内への酸素供給を妨害し、死亡災害や脳機能障害につながります。

換気が不十分な場所におけるCO発生機材等の使用禁止、やむを得ず使用する場合は換気や警報装置の使用等の対策を講じて頂くと共に、CO中毒発見時の二次災害防止を意識

して下さい。

長野労働局作成
CO中毒防止に
かかる資料



労働者の健康のための取組をお願いします。

毎年10月1日から7日までは、全国労働衛生週間です。労働者の健康確保のため、以下の事項について、実施できているか、再確認をお願いします。

- 事後措置(産業医等への意見聴取)を含む、適切な健康管理に取り組んでいますか。
- 治療と仕事の両立支援に取り組んでいますか。
- 長時間労働対策に取り組んでいますか。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。
- リスクアセスメントの実施等により、化学物質による健康障害防止等に取り組んでいますか。
- 粉じん障害防止対策に取り組んでいますか。
- 石綿のばく露対策に取り組んでいますか。
- 腰痛防止に取り組んでいますか。
- 高齢労働者の健康確保に取り組んでいますか。



労働者の健康の
状況(長野労働局)



労働衛生チェック
リスト(大町署)



10月は 年次有給休暇 取得促進期間です。



厚生労働省では、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。(当署に最近相談が寄せられる不適切な例と解説)

- 「この会社に年休はない。」と言われた。

全ての事業場において、条件を満たした全ての労働者に年休は付与されます。

- 病気時等に、年休が勝手に使用される。

使用者が一方向的に年休を使用させることはできません。時季指定の場合には、意見を聴くことが必須です。

特設サイト



【編集後記】

業務により新型コロナウイルスに罹患した場合の補償等については、当署労災課までお問い合わせ下さい。

(第7号：令和4年10月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

賃金不払は許されません。

刑事罰が科されている法違反です。

今年 10 月、当署では、学生を含む労働者 7 名に対する賃金不払の疑いで、飲食店経営の男性を長野地方検察庁佐久支部に書類送検しました。

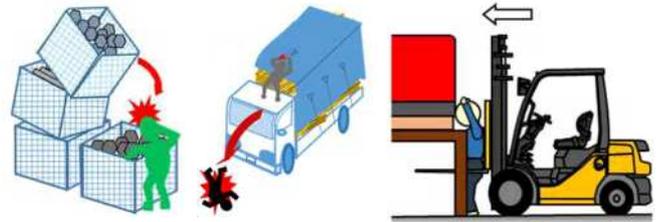
賃金は、労働者からの労務の提供に対して支払うものであり、労働者の生活の原資となるものであることから、事業を行う上での取引先への支払等の一般民事債権等に比べて優先的に支払わなくてはなりません。経営難により、賃金を支払うことが困難であると予想されながら、労働者を使用し続けることは、悪質な法違反です。

新型コロナウイルスの影響等もあり、厳しい経済下にあるものの、労働者に対する賃金の支払について、全ての事業者が最優先に考えて頂くよう、改めてお願い申し上げます。

また、労働者の皆さまにおいては、勤務先で賃金の支払が滞った場合、至急ご相談頂くようお願い申し上げます。



賃金不払発生時の相談先等



「死亡災害緊急警報」が発令されています。

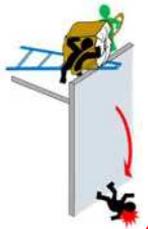
～ 9 月末からわずか約半月の間に

相次いで 6 名もの働く方が死亡しました～

長野県内で相次いで死亡災害が発生したことを踏まえ、長野労働局が「死亡災害緊急警報」を発令しました。

「労災による死亡者を、悲しみをゼロ」にすべく、各事業場において基本的な安全措置を徹底して頂きますようお願いいたします。

長野労働局ホームページ「死亡災害緊急警報」を発令しました」



令和 6 年 4 月の施行に向け、改善基準告示の改正に向けた作業が進んでいます。

改善基準告示は、自動車運転者について、その業務の特性を踏まえ、一律に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間等の基準を平成元年に定めたものですが、令和 6 年 4 月から罰則付の時間外労働の上限規制（年 960 時間）が適用されること等から、国で設置した委員会により、改正に向けた議論が進められてきました。

この度、委員会の報告が取りまとめられましたので、ご確認頂き、自動車運転者を使用する皆さまにおかれましては、令和 6 年 4 月に向けて準備を進めて頂くようお願いいたします。



これまでの改善基準告示等にかかる参考資料

改善基準告示の改正に向けての報告内容



業務に起因する



新型コロナウイルス罹患は労災保険給付の対象です。

依然として、業務に起因して新型コロナウイルスに罹患したと思われるケースについて、労使の認識不足により労災保険請求がなされないケースがあります。

手続きの方法等について、当署労災課までお気軽にお問い合わせください。



新型コロナウイルス Q & A（企業の方向け）

新型コロナウイルス Q & A（労働者向け）



【編集後記】

労災で亡くなられた方々の命を無駄にしないためにも各職場で同種災害撲滅に向けた取組をお願いします。

（第 8 号：令和 4 年 11 月発行）



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

アルバイトや短期雇用でも 「労働条件通知書」の交付が必要です。

年末年始が近づき学生の方は冬休みを利用した短期アルバイトなどで働くことがあると思います。雇用形態に関わらず、雇用契約を結んだ場合、会社から従業員に対して、「労働条件通知書」等の労働条件について説明した書面（内容にも定めあり）の交付（従業員の同意があればメールの送信等でも可）が義務付けられています。違反した場合には、労働基準法により30万円以下の罰金刑に処せられるケースもあります。

認識の違いによるトラブル防止のためにも必ず交付しましょう。



【労働条件通知書の例】[↑](#)



【メールの送信等
の場合の留意点】



凍結・積雪に注意して
ご安全に!!



チムーイカン官

STOP! 冬季災害

冬季労働災害防止特設コーナー

厳しい寒さや降雪に見舞われる長野県の冬ですが、労働災害防止にも特に注意を払う必要がある季節です。冬季特有の労働災害として、除雪作業中における屋根等からの墜落・転落や除雪機等へのはさまれ・巻き込まれ、暖房器具による一酸化中毒等によって死亡災害や障害の残る重篤な災害も発生しているところですが、積雪や凍結による「転倒」をはじめ、凍結路面等による交通事故、除雪作業時の重篤な災害といった冬季特有の災害を防止するため、長野労働局が公表している「冬季における労働災害防止対策」に沿って冬季でも安心・安全に働ける職場を築き、厳しい冬を乗り越えましょう。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～職場におけるハラスメント対策シンポジウム開催～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

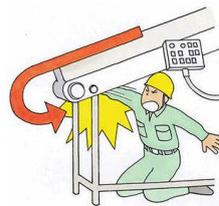
その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。有識者による基調講演や「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」と題してパネルディスカッションを行います。

また、厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供しています。詳細はポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。



←あかるい
職場応援団

厚生労働省
ホームページ→



非常作業時は 機械の運転を停止し 周囲に知らせましょう。

労働災害のおよそ半分が非常作業時に発生しています。労働安全衛生規則においては、機械の非常作業時には、機械の運転を停止し、周囲に停止を知らせることが義務付けられています（安衛則第107・108条）。①非常作業をできるだけなくす（本質安全）②非常作業時に自動的に機械が停止するようにする（工学的対策）③非常作業時の安全衛生教育を実施する（管理的対策）④非常作業に応じた保護具を着用する（保護具の使用）の順番に労働災害防止に必要な対策を講じてください。

【編集後記】

令和4年も残すところあと少しです。
労働災害なきようよろしくお願いします。

（第9号：令和4年12月発行）



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

特定（産業別）最低賃金が 改正されましたのでご確認ください。



令和4年10月1日に908円に改正された長野県最低賃金に加え、令和4年12月に特定最低賃金が改正されました。

特定最低賃金は、「自動車・同附属品製造業」等の特定の業種に適用されるものです。

最低賃金は、原則的に、職種等を問わず全ての労働者に適用され、最低賃金法に違反した場合には、刑事罰が科されることもあります。

特定最低賃金を含む最低賃金の改正について、再度ご確認くださいませようお願いします。



業務改善助成金について
長野県の最低賃金

事業場内における「つらら」対策について

昨年1月、小諸・佐久地域の事業場内において、つららの撤去作業を行っていた労働者が、崩れたつららの下敷きになって死亡する災害が発生しました。また、昨年2月には北信地方においても、同種の死亡災害が発生しています。

安全委員会等において、事業場内の「つらら」対策についてご検討頂くようお願いいたします。

【「つらら」対策のポイント】

- 1 融雪装置の使用等により、つららが出来ないようにする。又はつららが大きくならないうちに、専用工具等でこまめに撤去する。
- 2 巨大化したつららは、除去の必要性について検討する。除去する必要性がないものについては、労働者等に対する立入禁止措置を講じる。



昨年1月の死亡災害事例



新型コロナウイルスに関するQ & Aを ご活用ください。

厚生労働省では、企業・労働者のそれぞれの方向けに新型コロナウイルスに関するQ & Aを作成し、公表しています。

当署にもよく頂いております「新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければいいでしょうか。」「労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険の対象となりますか。」等といった質問について説明しておりますので、ご活用ください。

また、ご不明点等があれば、ご遠慮なく当署までお問い合わせください。



新型コロナウイルスに関する
Q & A（企業の方向け）



新型コロナウイルスに関する
Q & A（労働者の方向け）



社会保険労務士の みなさまへのお願い



～提出代行にかかる手続きについて～

社会保険労務士のみなさまから当署に提出代行等がなされる場合において、社会保険労務士法施行規則第16条等に基づく氏名の記載等が適切になされていないもの等が散見されます。

特に郵送による届け出にかかる返却時には、誤送付防止のためにも確認等をさせて頂いておりますので、よろしくお願い致します。

電子申請時の取扱いの
改正にかかる通達



【編集後記】

引き続きタイムリーな情報発信を心がけていきます。
本年もよろしくお願いいたします。

（第10号：令和5年1月発行）

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel:0267 - 22 - 1760 Fax:0267 - 22 - 0012



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。



発足しました 「荷主特別対策チーム」



道路貨物運送業においては、他業種に比べ、長時間労働の実態にあることから、働き方改革を一層積極的に進める必要があります（令和6年4月1日に時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示が適用されることとなっています）。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行等、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」が発足しました。

長野労働局においても、新たに「荷主特別対策担当官」が置かれ、同担当官を中心に各労働基準監督署において、長時間の荷待ちに関する情報を集め、発着荷主等に対し、その改善の要請を始めています。

荷主になり得る事業者のみなさまで、ドライバーの働き方改革について、考えて頂くようお願いいたします。



本制度の概要
物流改善パンフレット



「はさまれ・巻き込まれ」による 労働災害を防ぎましょう。



製造業においては、「はさまれ・巻き込まれ」と「転倒」が同程度で最も多い型の労働災害とされています。

当署管内においても、機械の清掃や異物の除去作業時等において、機械の運転を停止しなかった等の理由により被災する例が非常に多くなっています。対策を講じて頂くようお願いいたします。

【「はさまれ・巻き込まれ」防止のポイント】

- ・ 定常作業時に「はさまれ・巻き込まれ」のおそれのある箇所には、囲い等を設ける。
- ・ 非定常作業時には、機械の運転を停止する。インターロック機構を備えることも有効。



長野労基署作成
動画教材



臨検（立入調査）拒否や法違反の隠蔽目的の 虚偽陳述、虚偽の帳簿書類の提出は犯罪です。

～労働基準監督官には警察権限があります～

既に大きく報じられているとおり、令和5年1月18日、小諸労働基準監督署は、虚偽の陳述や虚偽の帳簿書類の提出を行った軽井沢町内の事業主を送検しました。

労働基準監督官は、「特別司法警察職員」の身分を持っており、労働基準法違反等について、独自に捜査を行い、送検手続きを行う権限を有しています。

特に、臨検（立入調査）拒否や法違反の隠蔽目的の虚偽陳述、虚偽の帳簿書類の提出及び労災かくし等に対しては、厳正に対処しています。

法定労働条件確保や労働安全衛生確保のため、適切な対応をお願いいたします。

最近の送検事例



1か月

60時間超の

時間外労働に対する

割増率引き上げ準備はお済みですか？

令和5年4月1日より、1か月60時間を超える時間外労働に対する割増率が5割に引き上げられます。

これに伴う就業規則の変更や、36協定への記載が必要となりますので、準備をお願いいたします。

| | 1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕 | |
|------|---|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 50% |

関連
資料



【編集後記】

引き続き、凍結箇所での転倒、雪下ろし作業中の墜落等、冬期特有災害対策をお願いいたします。

（第11号：令和5年2月発行）

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel : 0267 - 22 - 1760



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

賃金のデジタル払いが

本年4月以降に可能になります。



労働基準法は、賃金は現金払いとすることを原則とし、労働者が同意した場合に口座振込とすることを認めてきました。

キャッシュレス決済の普及等を踏まえ、労働基準法が改正され、特定の条件を満たせば、本年4月より、厚生労働大臣が認定した資金移動業者（Pay等）の口座への賃金の支払が認められることとなります。

具体的には、本年4月以降、資金移動業者が厚生労働大臣に申請を行い、厚生労働省の審査を踏まえて、指定された資金移動業者について、各事業場ごとに労使協定を締結し、使用者の説明に対して労働者からの同意が得られた場合についてのみ認められることとなります。

導入を検討している事業場のみなさまにおいては、今後の厚生労働省の資金移動業者の指定の状況について注視願います。

「賃金のデジタル払いが可能になります。」



厚生労働大臣メッセージ



3月は「自殺対策強化月間」です。

厚生労働省は、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトとして、「こころの耳」を設けており、本サイトの活用により、セルフケア、家族への対応及び職場での対応等についての情報が得られます。

「こころの耳」



令和4年の労働災害発生状況について

長野労働局における令和4年の労働災害発生状況がまとまりました。

令和4年、長野労働局内では、21人の方が労働災害で死亡し（前年比6人増）、2,294人の方が休業4日以上となる傷病を負いました（前年比162人増）。

現在、当署を含めた、局内全9の労働基準監督署において、本データを元に、「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」するため、令和5年度においてどのような取組を行うかについて検討しているところです。

亡くなられた方々の命を無駄にしないためにも、引き続き、全ての皆様が、基本的な労働災害防止対策を講じて頂くようお願い申し上げます。



統計データ等



「SAFE協議会」について

小売業や介護施設を中心として、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害(行動災害)が増加しており、その対策が喫緊の課題となっています。

このため、小売業と社会福祉施設について、SAFE協議会をそれぞれ設置し、事業者、事業主団体、行政機関及び専門機関による活動を始めています。

SAFE協議会の状況



【編集後記】

今年度、本通信をご覧頂きありがとうございました。令和5年度の本通信の在り方については、検討中です。

(第12号：令和5年3月発行)



機械の点検時の安全確保をお願いします。

労働災害の約4割が非定常作業時に発生しています。労働安全衛生規則の第107・108条は機械の掃除や修理等を行う際、運転を停止することを定めています。これは多くの事業場で知られていますが、同条の第2項を皆様は御存知でしょうか？

「...機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。」

実際に点検者が作業をしているにもかかわらず、それに気づかず機械を作動させてしまったという災害が毎年のように発生しています。ある製造会社では一人一人に点検表示用の札を持たせており、誰が作業を行っているかを明確にしています。これは必ず運転を停止するという意識付け

にも有効だと思います。皆様の会社ではどうしていますか？



災害事例
(職場のあんぜんサイト)

1か月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が引き上げられました。

2023年4月1日より、1か月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金率引上げ(2割5分から5割)が、中小企業に対しても適用されました(大企業に対しては2010年4月1日より適用されています)。割増率引き上げは、60時間を超えた時間で、例えば1か月65時間の時間外労働を行ったときは、その超えた5時間について5割増しの割増賃金を支払う必要があります。2023年4月1日からの労働時間に対してが、割増賃金率の引き上げの対象になりますので、賃金計算をされる時はご注意ください。なお、引き上げた差額の2割5分の割増賃金の支払いに代えて、別途有給の休暇を与える方法もあります。

| | 1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間) | |
|------|---|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 50% |

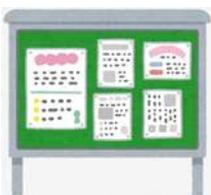
関連資料



36協定、就業規則は周知が必要です。

新年度になり、36協定や就業規則を新たに作成し届け出る事業場が増えています。これらは監督署に届け出たのちに、事業場内で掲示や交付する等により、労働者に周知する必要があります(労働基準法第106条)。各種協定や規則は、労働者がいつでも閲覧できる状態で保管しましょう。労働者が自由に確認できるようにであれば、パソコンなどの電子的データで周知することも可能です。

そのほかにも周知が必要なものとして、各種変形労働時間制に関する協定届、賃金控除協定、年次有給休暇の計画的付与に関する協定届等があります。



長野労働局作成
パンフレット



新規採用者等への安全教育をお願いします。安全教育実施時の安全確保も必要です。

今年1月、南佐久郡内の伐木現場で、中途採用(他業者からの転職)した作業員A及びBの伐木訓練のため、Cが引率して3人一班体制で指導を行うにあたり、CがBに伐木作業を行わせている際、近くで枝拾いを行っていたAに伐倒木が激突する災害が発生しました。新規採用者等に対しては、業者特有の安全のための順守事項も含め、適切な安全教育を実施すると共に、安全教育実施時の安全確保もお願いします。厚生労働省作成、視聴覚教材もご活用ください。



厚生労働省作成
視聴覚教材
(全業種共通
及び業種毎)



【編集後記】

本年度もタイムリーな情報発信を心がけます。
事業場内における労務・安全管理にご活用下さい。
(第13号：令和5年4月発行)



労働災害・事故が発生したら

労働者が労働災害、その他就業中又は事業場内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、労働者死傷病報告書（労働安全衛生規則様式第 23 号又は 24 号）で所轄労働基準監督署長に報告することが義務づけられています（労働安全衛生規則第 97 条）。

そして、この他にも火災や爆発、クレーンの倒壊やワイヤロープの切断等の特別な事故についても、死傷者の有無に関わらず事故報告書（労働安全衛生規則様式第 22 号）の提出が必要だということは、皆様ご存知でしょうか。

例えば、事業場内で火災が発生した場合やドラグショベルを移動式クレーンとして使用している際に転倒してしまったものなどは、死傷者の有無に関わらず、様式第 22 号での提出が必要です。

これらについて、報告を怠ったり、虚偽の報告を行ったりすることは、罰則の対象になりますので、適切な報告をお願いします。



各種様式

割増賃金の基礎となる賃金について

割増賃金は、所定労働時間の労働に対して支払われる「1 時間当たりの賃金額」を基礎とし、法定で定める割増率以上を乗じて支払います。

割増賃金の基礎となる賃金には、労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給されていることなどにより、基礎となる賃金から除外することができるものがあります。家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、

1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金・手当等の 7 つで、これらは限定列挙です。つまり

からまでに該当しない賃金等は全て算入しなければなりません。また、からまでの手当について、名称ではなく、その手当の算定方法により除外の可否について判断します。例えば通勤手当について、通勤に要した費用に応じて支給される場合は除外できませんが、そのような事情に関係なく、労働者全員に一律に 1 日 300 円支給しているような場合は、除外することができません。割増賃金を算定される時はご注意ください。

関連資料



年次有給休暇は労働者の権利です。

「年次有給休暇は、法定通り与えなければならず、かつ、そのうち 1 年間に 5 日取得させなければならない」ことについては、すでにご存じかと思います。この有給休暇は、労働者が希望した日に取得させるのが原則です。最近、会社の所定休日を労働日に変更し、有給休暇に充てられてしまっているという相談が増えています。有給休暇は、本来働くべき日に休みを取り、労働者の心身をリフレッシュさせる趣旨のものです。よって、あらかじめ決まっていた休日を有給休暇に充てることは、この趣旨に反することになり、認められません。

有給休暇は労働者に自由に取得できるような雰囲気づくりをよろしく願いいたします。



関連資料

労働者の申出による取得（原則）

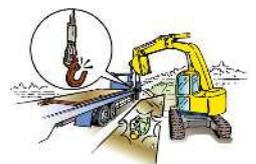


ドラグ・ショベルにかかる用途外使用禁止の徹底について

令和 5 年 4 月、当署管内においてドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行ったことによる災害が発生しました。

「整地・運搬・積込・掘削」を目的としているドラグ・ショベルを用いた荷のつり上げ作業は、作業の性質上やむを得ないときを除き、原則として禁止されています。

なお、クレーン機能を備えたドラグ・ショベルによりクレーン作業を行うときは、確実に移動式クレーンに切替えるなど、裏面掲載の平成 12 年 2 月 28 日付事務連絡「クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて」により、安全な作業を徹底してください。



【編集後記】

今年は暖かくなるのが早かったこともあり、各職場において早期に熱中症対策を講じるようお願いいたします。

（第 14 号：令和 5 年 5 月発行）

都道府県労働基準局安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部安全課長

クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて

標記については、建設機械の多機能化に伴い、ドラグショベル等の車両系建設機械にクレーン機能(荷を吊り上げるためのフック及び安全装置等を取り付けることにより荷の吊り上げ、運搬を行うことができる機能をいう。以下同じ。)を備えたものが開発され、作業現場に導入されているところであるが、当該機械に係る労働安全衛生関係法令の適用等の取扱いについては下記のとおりであるので了知されたい。

記

1 法令上の位置づけについて

- (1) 当該機械は、「荷を動力を用いて吊り上げ、これを水平に運搬すること(以下「クレーン作業」という。)」を目的とした機械装置と認められるものであり、労働安全衛生法施行令第1条第8号に掲げる移動式クレーンに該当すること。したがって、労働安全衛生関係法令の車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されるものであること。
- (2) 当該機械に係る構造要件については、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格(労働安全衛生施行令第12条第4号に掲げる移動式クレーン及び同令第13条第26号に掲げる移動式クレーンに限る。)の両方が適用されるものであること。

2 当該機械を用いたクレーン作業について

- (1) 当該機械を用いたクレーン作業は、労働安全衛生規則第164条に規定する「車両系建設機械の主たる用途以外の用途」での使用には該当しないこと。なお、クレーン機能を備えない車両系建設機械を使用する場合であって、作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なときに、車両系建設機械にフック等の吊り上げ用の器具を取り付けて行う荷の吊り上げの作業は、「主たる用途以外の用途」での使用に該当することは従来と同様であること。
- (2) 移動式クレーン構造規格に規定する安全装置等について、切替えスイッチによりその機能を有効にするものについては、クレーン作業に際しては、必ず安全装置等を有効な状態で使用しなければならないものであること。

3 資格関係について

- (1) 当該機械を用いてクレーン作業を行う場合は、当該機械の吊り上げ荷重に応じ、当該機械の運転の業務については、移動式クレーン運転士免許を受けた者、小型移動式クレーン運転技能講習の修了者又は移動式クレーンの運転の業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が、玉掛けの業務については、玉掛け技能講習の修了者又は玉掛けの業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が行うことが必要であること。
- (2) 当該機械を用いて車両系建設機械の用途で作業を行う場合は、その用途及び機体重量に応じ、車両系建設機械運転技能講習の修了者又は車両系建設機械の運転の業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が行うことが必要であること。
- (3) 当該機械の走行(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上を除く)に係る業務を行う場合は、車両系建設機械又は移動式クレーンの運転に係るいずれか所定の資格を有する者が行うことが必要であること。



全国安全週間の準備期間が始まります。

7月1日からの1週間は「全国安全週間」であり、6月はその準備期間となっています。全国安全週間では毎年スローガンが設定され、令和5年度のスローガンは「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」です。スローガンについて過去のものを見渡すと日本における安全管理の歴史が見えてきます。設備的対策が推進されていた時代から労使の協力が重視されるようになり、安全管理上の事業主の責任が明確になり、そして近年ではリスクアセスメントが重視されています。これは工学的対策だけでなく管理的対策も重視されるようになり危険の先取りを行うことが、労働災害防止には非常に大切になっていることを示しています。本年のスローガンにもあるようにこの全国安全週間の準備期間を利用して、労働者の安全意識を高めるための安全教育を実施して、労働災害を1件でも減らしましょう！余談ですが、7月1日は「国民安全の日」です。労働災害だけでなく、色々な安全について考える機会にはいかがでしょうか。



歴代
スローガン

地山の崩壊等による危険の防止について

民有地において、ドラグショベルで掘削した深さ3メートル、直径4メートルの穴に、排水設備である浸透柵を敷設していたところ、地山が崩壊し、穴の中で作業していた作業員が埋もれ、負傷するという労働災害が発生しました。

地山の崩壊または土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等の措置を講じる必要があります。

また、地山の掘削を行うときは、あらかじめ作業箇所及びその周辺の地山について調査し、調査した結果に基づき作業を行う必要があります。そのほか、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削作業においては地山の掘削作業主任者の選任も必要となります。

梅雨の時期に入り、降雨により地山が緩む可能性が想定されますので、地山の崩壊等による労働災害については十分気を付けていただき、ご安全をお願いいたします。



類似災害事例
(職場のあんぜんサイト)

「処遇改善手当」と割増賃金

福祉・介護職員を対象に、賃上げが行われることを前提とした交付金として、一定の要件を満たした社会福祉施設に「福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金」が交付されています。この交付金を財源に「処遇改善手当」等として毎月の賃金に手当として支給していながら、同手当を割増賃金の単価に算入していない事例が認められます。

こうした手当を毎月の賃金として支払う場合は、その手当の額も割増賃金の単価に含める必要があります。例えば、基本給18万円、「処遇改善手当」等1万円を毎月支給する場合、18万円+1万円=19万円を月平均所定労働時間で除し、割増賃金の単価を算出します。支給している手当を割増賃金の基礎となる賃金に算入すべきかについて、見直しをお願いします。



割増賃金の
基礎となる
賃金につい
ての資料



令和5年度労働保険年度更新について

令和5年度労働保険の年度更新期間は6月1日(木)~7月10日(月)です。年度更新の申告書は、管轄の労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

年度更新書の書き方については、厚生労働省動画チャンネルにおいて動画配信しております。また、労働保険制度に関する問い合わせに対して、プログラムが自動で回答する「労働保険相談チャット」を準備中です。

申告と納付はお早めにお済ませいただきますようお願いいたします。



関連特設
サイト



【編集後記】

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。引き続き、ルールに則った外国人の雇用をお願いします。

(第15号：令和5年6月発行)



STOP！熱中症クールワークキャンペーン

作中に発生した熱中症も労働災害です。令和4年における熱中症による休業4日以上労働災害被災者数は全国で827人で、その内の30の方が亡くなっています。残念ながら長野県内においても1の方が亡くなっており、熱中症予防対策の強化が求められています。熱中症の災害件数は、建設業、警備業の順に多く、多数の事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した。」等、発症時の措置が適切になされなかった事例も発生しています。熱中症は朝9時台以前にも多く発生していることに留意し、作業開始前にその日の暑さ指数を把握する、労働者の体調を確認する、熱中症発症時の対応を訓練するなどして、熱中症の予防に努めて下さい。



教育用教材



熱中症アラート



動力プレスの危険防止措置を徹底しましょう。

安全装置の電源を切り、動力プレスの金型を調整していたところ、スライドが不意に下降し、調整作業を行っていた労働者がはさまれ、負傷したという災害が発生しました。

動力プレスの金型の調整や取付け、取外しの作業を労働者に行わせる時に、従事する労働者に特別教育が必要であり、身体の一部が危険限界に入る場合は、安全ブロックを使用する等の措置を講じ、危険を防止する必要があります。また金型の調整のため、スライドを作動させるときは、寸動または手回しで行う必要があります。特に、動力プレスを5台以上有する事業場において動力プレス機械を使用して作業を行う場合、プレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、作業主任者に金型の取付け、取外し、また調整の作業を直接指揮させる必要があります。

危険防止措置を徹底し、労働災害を発生させない取組みをしましょう。

類似の災害事例

(職場のあんぜんサイト)



サービス残業は違法です。

「どれだけ遅くまで働いても残業代が出ない...」、「タイムカードを一回切ってから作業に戻るように指示された...」。最近、こういった相談が増えています。このような状態は賃金不払残業といい、労働基準法第37条に違反するばかりか、過重労働の危険性もあります。特に、タイムカードを一度打刻し、あたかも退勤しているかのように見せつつ業務を継続させていることは悪質であり、最悪の場合、会社側に刑事罰が科されることになります。

働いた分に対し、しっかりと賃金を支払うことは、労働者と会社の信頼関係を築くうえで最も基本的な事項です。業務命令として時間外労働を命じた場合のみならず、「黙示の指示」による時間外労働についても、確実に割増賃金の支払いをお願いいたします。必要がないのに徒に業務を続けている労働者に対して退勤を促す、といった取り組みも重要です。



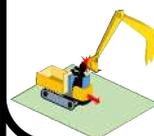
賃金不払い残業解消のための取組事例

「作業計画」を策定・周知してください。

令和5年3月に発生したドラグ・ショベルと不整地運搬車による作業中の死亡災害に関連して、「作業計画」を策定していなかった疑いがあるとして、令和5年6月、当署は労働安全衛生法違反の疑いで事業主を書類送検しました。

ドラグ・ショベル等の車両系建設機械、フォークリフト・不整地運搬車等の車両系荷役運搬機械及び移動式クレーン等を使用する際には、労働災害を防止するため、「作業計画」を策定し、労働者に周知の上、同計画に基づいて作業を行わせることが事業主の義務となっています。

作業計画の策定方法が不明な場合については、当署までお問い合わせください。



職場のあんぜんサイト
関連ページ



【編集後記】

「全国安全週間」期間中に職場の総点検を行い、労働災害防止に向けた取り組みをお願いします。

(第16号：令和5年7月発行)



転倒災害を予防しましょう。

転倒災害は業種・場所・人を問わず起き得る災害です。転倒災害は全労働災害の内4分の1程度を占め、年々増加傾向にあります。また年齢が上がるほど発生率が上昇し、ケガの程度の重篤化も問題になっています。休業4日以上の場合で、平均休業日数は47日であり、令和4年には、長野県内において、事務所から駐車場に向かう途中に転倒し死亡するという災害も発生しました。転倒災害防止には作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を高く保つとともに、つまずきや滑り等それぞれに係る環境要因を解消する物理的対策（ハード対策）だけでなく、身体機能の低下への対策（ソフト対策）が必要です。労働者の安全意識向上のためにも、毎朝の体操やセルフチェックシートの活用、リーフレットの配布等を行い、転倒災害の被災者を1人でも減らしましょう。



リーフレット等

↑転倒予防川柳を募集中(8/31 まで)

足場からの墜落防止措置が強化されます！

厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、主に下記①から③までの足場からの墜落防止措置について強化しました。

①一側足場の使用範囲を明確化

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。(令和6年4月1日施行)

②足場点検者の指名

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。(令和5年10月1日施行)

③足場組立後の点検者の氏名の記録・保存

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。(令和5年10月1日施行)

②と③については施行まで残り2か月もないため、右リーフレットを参考に各現場や社内教育を通じて周知して頂く
ようお願いします。

「足場からの墜落防止 →
措置が強化されます」



労働時間を適切に記録しましょう。

先日、「出勤簿の押印で労働日が管理されているのみで、労働時間の管理が一切なされていない。」といった相談がありました。労働時間を記録することは、労働安全衛生法第66条の8の3に定められている会社の責務です。さらに労働時間の記録は、労働者の自己申告に基づくものではなく、タイムカードの打刻やパソコンのログイン・ログオフの記録など、客観的に把握できるような方法で行うよう、ガイドラインで示されています。

労働時間を記録に残すことは、賃金を適切に支払うことに加え、労働者が過重労働になっていないか等の健康管理の観点からも重要です。



←労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン



地域全体で「医師の働き方改革」を考えましょう。

令和6年4月より、医師に対して時間外労働の上限規制が適用されます。いわゆる「応召義務」の観点からも、「医師の働き方改革」は、医療機関の取り組みだけでは実現が難しいと言われております。地域の皆様におかれましても、「上手な医療のかかり方」等を意識して頂くようお願いします。



「上手な医療のかかり方.jp」→



目指す姿 労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

【編集後記】

バックナンバーについても、長野労働局内の当署 Web ページでご確認頂けます。

(第17号：令和5年8月発行)



令和 5 年 9 月

管内のみなさまへ

小諸労働基準監督署長
佐久公共職業安定所長

「Hello! こもろ一き通信」の発行について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、小諸労働基準監督署においては、令和4年度から、時機を捉えた労務管理上のポイント及び管内の労働災害事例を踏まえた再発防止対策等についてとりまとめ、「こもろ一き通信」として発行してきたところですが、今般、佐久公共職業安定所（ハローワーク佐久）とも連携の上、

「Hello! こもろ一き通信」

と改称し、労働行政の情報提供をタイムリーに行っていくため、定期発行し、広く管内のみなさまに発信させていただくこととしました。より充実した内容で、分かりやすい紙面の作成を今後も目指してまいります。

本通信をご確認いただき、自社の労務管理等にお役立て頂ければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的に啓発を行っています。同月間中、特に一般定期健康診断の確実な実施、同結果についての医師の意見聴取、同意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

定期健康診断のほか、化学物質を取り扱う業務や石綿を取り扱う業務などは「特殊健康診断」を、深夜業を含む業務等に従事する労働者に対しては「特定業務従事者の健康診断」を実施する必要があります。これらは実施頻度が一般の定期健康診断と異なりますので注意してください。

健康診断実施後、異常の所見が認められた労働者については、医師の意見を聴く必要があります。産業医の選任義務のない事業場については、地域産業保健センターを利用して、無料で意見を求めることができます（まずは、地域産業保健センターのコーディネーターにご連絡をお願いします）。



長野産業保健
総合支援センター
ホームページ



就業規則の定期的な見直しをお願いします。

先月、小諸労働基準監督署では「就業規則見直し意見交換会」を開催し、多くの事業場の皆様にご参加いただきました。

意見交換会では、「近年の法改正に沿って就業規則が変更されているか?」、「規則の内容が実態と合っているか?」をポイントに、当署職員に加え、長野労働局、佐久公共職業安定所及び長野働き方改革推進支援センター職員による説明のほか、参加頂いた各事業場担当者の皆様で意見交換を行っていただきました。

例えば、月60時間を超える時間外労働の割増率について法改正がありました。就業規則の記載内容は既に変更されていますでしょうか? また、定められた所定労働日や手当支給額は、実際の労働日や支給額と合っているでしょうか?

厚生労働省で作成している「モデル就業規則」を参考に、自社の就業規則を見直してみてください。



「モデル就業規則」
(令和5年7月版)



「全国労働衛生週間」について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること等を目的に実施されています。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催等、さまざまな取り組みを展開します。今年のスローガンは、「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」で、働く上で基本となる健康の確保について、「こころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。各事業場において、長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、化学物質対策及び石綿対策等についての取り組みをよろしくお願いたします。



「こころの耳」
「治療と仕事の
両立支援ナビ」



「人材開発支援助成金」を活用してみませんか。

「人材開発支援助成金」は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

例えば、新入社員など、従業員への研修をする場合、「人への投資促進コース」の定額制訓練（サブスクリプション型）では、訓練にかかる経費の最大60%が助成されます。

また、「事業展開等リスティング支援コース」では、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成、または、デジタル・グリーン化に対応した人材育成を行う事業主等へ助成されます。

【お問い合わせ先】

長野労働局職業安定部訓練課
(TEL: 026 - 226 - 0862)



【編集後記】

ハローワーク佐久と連携し、タイムリーな労働行政の情報提供に努めますので、改めてよろしくお願いいたします。

(第18号: 令和5年9月発行)



フォークリフトの死亡災害が発生しています

長野県内において、フォークリフト運転中の死亡災害が発生しています。被災者がフォークリフトを運転していたところ、後輪が側溝に脱輪し横転した結果、被災者が機体から投げ出され、横転したフォークリフトのヘッドガードと地面の間に頭部をはさまれたものです。



フォークリフトは製造業等では非常に身近な運搬機械ですが、ひとたび災害が発生すると死亡災害になり得る大変危険な機械であり、その使用は慎重に行う必要があります。荷の重さや大きさによっては、移動経路にあるちょっとした窪みなどでも横転する可能性があるため、事業場内の通路を見直して必要に応じて修繕してください。

また、作業計画の作成を行い、制限速度や作業指揮者等を決めておくことが非常に重要です。点検や資格の確認も忘れずに行いましょう。



フォークリフト
災害防止動画→



↑死亡災害等速報

長野県最低賃金が改正されます

令和5年10月1日から、長野県最低賃金が

時間額 948 円

に改正されました。

現行の時間額 908 円から 40 円引き上げとなり、過去最大の上幅となりました。令和5年10月1日から最低賃金は時間額 948 円となったため、各労働者の賃金額を確認していただき、最低賃金額未満とならないよう注意してください。なお、最低賃金の算定にあたり、以下の賃金は算入しないため、注意してください。

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③所定労働時間を超える時間の労働、所定労働日以外の労働及び深夜労働に対して支払われる（各割増）賃金
- ④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



長野労働局最低賃金
プレスリリース→



刈払機による災害防止対策について

刈払機は、草刈り作業の効率化のため、農業や林業、建設業においてのみならず、事務所敷地内の手入れ等に幅広く使用されています。一方で、刈払機が関係する労働災害が長野県内でも多く発生しています。

当署管内においても、最近、刈払機を使用して畑で農作物の株を切り取る作業を技能実習生が行っていた際、株の付近にあったネットに刈払機の刃が触れ、その反発で技能実習生の脚部に刃が触れるという労働災害が発生しました。

刈払機を使用するにあたっては、①刈刃のキックバックを起こしやすい部分について理解する、②特別教育に準じた「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講する、③飛散防護カバーを適切に使用する、④熱中症に注意する等の労働災害防止対策を講じて下さい。

長野労働基準監督署において、刈払機による労働災害防止のための動画を作成し、YouTubeで公開していますので、参考にしてください。



←長野労働基準監督署
作成 YouTube 動画



70歳までの就業確保措置の導入について

令和3年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行され、事業主は70歳までの就業確保措置（①定年制の廃止、②70歳までの定年引き上げ、③70歳までの継続雇用制度の導入等）を講じることが努力義務となりました。

近年では日本の少子高齢化が急速に進展しており、労働力人口は益々減少していく見込みですが、一方では年齢に関わりなく「働けるうちはいつまでも働きたい」と高い就業意欲を持つ高年齢者が増えています。

高年齢者が培ってきた知識・経験を活かし、年齢にかかわらず働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けて、70歳までの就業確保措置の導入のご検討をお願いします。



厚生労働省HP→
(高年齢者の雇用)



【編集後記】

秋たけなわの好季節。みんなが気持ちよく働ける職場環境に整えていきましょう。

(第19号：令和5年10月発行)



蜂さされによる死亡災害が発生しています。

管内において死亡災害が発生しています。測量作業のため、茂みに立ち入ったところ、地中にあった蜂の巣を踏み抜いてしまい、クロスズメバチに刺されてしまったものです。アナフィラキシーショックによって数日後に死亡に至りました。

蜂さされによる死亡者数は全国で年間約20人となっています（労災以外も含む）。中でもスズメバチは攻撃性が強く、刺された場合は危険な状態に陥ることもあります。草が繁茂し草刈りの必要な時期（7月から10月）が蜂に刺される最も危険な時期と言われています。

野外で作業を行う労働者については、過去に蜂に刺されたことがあるかどうか等、蜂に刺された場合に重篤なアレルギー反応を起こす可能性があるかを確認し、必要に応じて自己注射器を携帯させる等、必要な措置を講じるようにしてください。



死亡災害等速報↑

年次有給休暇の取得を促進しましょう！

季節が夏から秋になり、気温がかなり下がってきました。季節の変わり目で、体調を崩される方も多くなっています。年次有給休暇を積極的に取得し、心と体をしっかり休めましょう。年次有給休暇は、働く人の心身のリフレッシュを図ることを目的としています。やむを得ない事情がある場合は、使用者側に時季変更権（＝休暇取得時季をずらすこと）が認められますが、原則は労働者が請求する時季に取得させる必要があります。

ところが最近、「近日中に退職するのだが、今まで一度も年次有給休暇を取得したことがない。」という相談が増えています。各労働者に年次有給休暇が何日付与されているか、取得するときの申し出方法等について、労働者に改めて説明をお願いします。年次有給休暇管理簿の作成義務もありますので、併せてご確認ください。



年次有給休暇
管理簿（例）→



「しごとより、いのち。」

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすための取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるために実施しています。

事業主のみなさまにおかれましては、過労死等を防ぐために、労働時間を正確に把握すること、勤務間インターバル制度の導入を検討すること及びメンタルヘルス・ハラスメント対策を推進すること等に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、労働者のみなさまにおかれましては、ストレスチェック等により、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努める等の取り組みをよろしくお願いいたします。

当署のほか、右記二次元コード先の各相談窓口等もご活用ください。



「過労死等を防止するための
対策BOOK」→

「求人者マイページ」を活用しませんか？

「求人者マイページ」とは、求人サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページで、全国で8割の事業主の方が活用されています。

ハローワークの窓口でメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設でき、以下のようなメリットがあります。

- ・ハローワークに来所しなくても、24時間いつでも、どこでも求人申込ができる！
- ・過去に出した求人データを活用（転用）して求人申込ができる！
- ・求人条件の変更や募集停止、現在有効中の求人確認がネットからできる！等。

【お問い合わせ先】

ハローワーク佐久 求人担当

TEL：0267-62-8609（31#）



【編集後記】向寒のみぎり、体調管理を万全に！

11月は過労死等防止啓発月間です。長時間労働削減に取り組み、心身ともに健康に過ごしましょう！

（第20号：令和5年11月発行）

労働条件
通知書

屋根上作業など高所作業の安全対策

令和5年11月、高さ約6メートルの屋根上で落ち葉の除去作業を行っていた労働者が墜落し、死亡する災害が発生しました。屋根上での作業を行う際には、墜落防止措置を行うようにしてください。

法令上、2メートル以上の高さでは足場の設置等の墜落防止措置が必要となり、困難である場合等には、要求性能墜落制止用器具の使用が必要になります。

上記対策については、建設業であるか否かに関わらず、必要となるものです。

また、高さ2メートル未満の箇所からの墜落災害も非常に多く、死亡災害に至ったケースも少なくありません。本年7月、県内では高さ1.5メートルの作業台から労働者が墜落し、死亡した災害が発生しています。保護帽の着用等、各作業に応じた墜落防止措置を講じるようお願いいたします。



↑屋根上作業での墜落防止措置

労働条件明示のルールが変わります！

労働基準法では、労働者と労働契約を締結した時に、使用者はその労働者に対して賃金や労働時間などの労働条件を明示することを規定しています。この労働条件明示について、令和6年4月1日から新たに下記①から⑤までの項目を追加することになりました。

- ①就業場所・業務の変更の範囲
- ②就業規則を確認できる場所と方法
- ③有期労働契約の更新上限の有無と内容
- ④無期転換申込機会
- ⑤無期転換後の労働条件

①と②は全ての労働者を、③から⑤までは有期労働契約の労働者のみを対象としています。労働条件明示のルール変更に向けて準備を進めていたくださいようお願いいたします。

また、労働条件の明示は、原則として、書面の交付により行うこととなっていますので、ご注意ください。

パンフレット「2024年4月からの労働条件明示のルール変更備えは大丈夫ですか？」→



「年末年始無災害運動」について

中央労働災害防止協会の主唱、厚生労働省の後援により、「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」を運動標語として、令和5年12月1日から令和6年1月15日までの間、「年末年始無災害運動」が展開されます。

大掃除等で一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」等の災害に特に注意が必要であり、【動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」等の表示を行うこと】の徹底をお願いします。

また、大掃除等で脚立を使用する際には、【天板の上に乗らない】、【脚立にまたがらない】、【保護帽や保護手袋を使用する】等といった対応をお願いします。

凍結箇所での転倒災害やスリップによる交通労働災害にも注意してください。



中災防「年末年始無災害運動」↑リーフレット（広報用）



「年収の壁」対策として、労働者1人につき最大50万円助成します！

「年収の壁」への対応として、令和5年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました。

令和5年10月1日以降、労働者の収入を増加させる取組（被用者保険適用に伴う社会保険料負担軽減のための手当等支給、所定労働時間の延長等）を行った事業主に、労働者1人あたり最大50万円を助成します。

労働者にとっては、①「年収の壁」を意識せず働くことができる、②社会保険に加入することで処遇改善につながるといったメリットがあり、事業主の皆様は人手不足の解消へつながります。

お問い合わせ先：
長野労働局職業安定部職業対策課
TEL 026-226-0866



【編集後記】

歳末ご多端の折、安全最優先で！ 一年の締めくくりを笑顔で送るため、無災害職場を目指しましょう！

（第21号：令和5年12月発行）



火災による労働災害を防止しましょう

管内において火災事故が増加しています。

- ① シンナーをこぼしてしまったところにサンダーの火花が引火してしまった
- ② 鉄板をアーク溶接していたところ、熱が伝わり^{わらほこり} 藁や埃に引火してしまった
- ③ 制御盤が濡れてしまいショートしてしまった
幸いにも死傷者は出ていませんが、火災は一度発生すると重篤な災害に繋がりが得ることはもちろんのこと、建物や機械設備など金銭的な被害も計り知れません。溶接機械など直接熱源を扱う作業と有機溶剤等で高い引火・可燃性のものがあるものは遠ざけるようにする等、必要な対策をお願いします。また、万が一火災が発生してしまったための、日頃からの避難訓練の実施や消火設備の備付け等が重要です。

なお、暖房器具の使用については、火災のみならず、一酸化炭素中毒対策も忘れずに行ってください。

消防庁 HP→



←冬季労働災害
防止特設コーナー



裁量労働制が改正されます

労働基準法施行規則および関係指針が改正され、令和6年4月1日から裁量労働制の導入、運用が大きく変わります。下記等を行わない場合は、当該裁量労働制は同日以降に無効となり、みなしの効果は生じなくなることにご注意ください。

【専門業務型裁量労働制について】

- ① 対象業務の追加
- ② 労使協定事項の追加
- ③ 記録の保存の明確化



【企画業務型裁量労働制について】

- ① 同意の撤回に関する手続きの定め・撤回に関する記録の保存・不利益取扱いの禁止等
- ② 対象労働者に適用される賃金・評価制度の説明
- ③ 労使委員会の運営に関する見直し
A) 制度の実施状況の把握と運用改善
B) 労使委員会の6か月以内ごとの開催
- ④ 定期報告の頻度の変更

詳細は下記資料をご覧ください。



専門業務型→



←企画業務型

採用内定者に対する労務関係書類上の留意点について

多くの各事業場において、来年4月からの新卒採用の採用内定通知を行ったタイミングにあると思われます。各事業場の総務人事担当者におかれましては、採用内定者に対する労務関係書類の中で、特に下記にご留意頂くようお願いいたします。

- ・ 本籍等が記載されている「戸籍謄(抄)本」や「住民票(写)」を画一的に求めることなく、「住民票記載事項証明書」によって真に必要な事項のみを確認するようお願いします。
- ・ 採用内定によって労働契約が成立する場合には、同時点で労基法第15条に基づく労働条件の明示が必要となります。なお、法令の改正により、令和6年4月1日以降、同明示項目について、変更がありますので併せてご注意ください。

↓関連資料②



↑関連資料①



↑関連資料③

早めに確認して安心!

障害者の法定雇用率引き上げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

民間企業における障害者の法定雇用率は現行2.3%ですが、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%へと段階的に引き上げとなります。障害者の特性を強みとして捉え、合致した活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力・戦力の確保につながりますので、障害者雇用への積極的な取り組みについて、ご検討をお願いします。



【お問い合わせ先】

ハローワーク佐久 雇用指導官

TEL: 0267-62-8609 (部門コード 33#)



【編集後記】

寒さ厳しき折柄、皆様のご健康とご多幸を祈念致します。
凍結路面での転倒防止！冬季特有災害を未然に防ごう！

(第22号：令和6年1月発行)

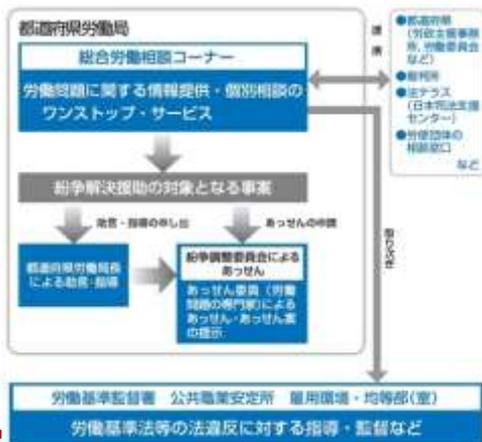


個別労働紛争解決制度について

職場のトラブルを解決するための個別労働紛争解決制度として、都道府県労働局では、①労働相談、②助言・指導、③あっせんの3つの紛争解決制度をご用意しています。利用は無料で、ご利用は労働者、事業主のどちらからでも可能です。

制度に関するお問い合わせ、お申し込みは、長野労働局 雇用環境・均等室（電話 026-223-0551）の他、各労働基準監督署内の「総合労働相談コーナー」でも行っております（当署内の「総合労働相談コーナー」で対面相談をご希望する場合には、事前に専門の相談員に電話予約を頂くと

確実です。）
トラブル解決のためにご活用ください。



労使協定は適切に締結しましょう。

一年単位の変形労働時間制に関する協定や36協定を締結する時は、事業場ごとに締結する必要があります。いくつもの支店を有する事業場において、本社で締結していれば全ての支店にも労使協定の内容が適用されると誤認していたために、定期的な監督指導において是正勧告を受けたという事例が今年度に入っても多々見られます。

また労使協定は、

①事業場において労働者の過半数で組織する労働組合、②その労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と、書面による締結をしなければなりません。

①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、労使協定は無効になります。

また、労働基準法第41条第2号規定の管理監督者は協定当事者の代表者に選出できないこと、使用者が協定当事者の代表者を指名することは認められないため、代表者の選出にあたっては注意してください。



安全衛生管理体制は確立されていますか。

労働安全衛生法には労働者の安全と健康の確保のための手段として、安全衛生管理体制を構築することが定められています。業種及び事業規模に応じた安全管理者や衛生管理者等の選任の他、社内で行っている業務によっては、作業主任者の選任が必要になります。これは責任者を明確にすることによって労働者の安全衛生を確実に確保することを目的としています。当署管内においては、次のような形骸化が目立ちます。

- ①安全衛生委員会は開催しているものの審議項目や構成人員が不足している
- ②定期的な職場巡視を行っていない（巡視箇所や頻度が足りていない）
- ③選任が名ばかりで職務権限を有していない等が認められ、これらの状況は間接的に労働災害発生に繋がっています。安全衛生管理体制を確立し労働者の安全衛生を確保してください。

また、化学物質を使用している事業者については、本年4月以降、化学物質管理者の選任が必要になる等、体制が強化されることにも御留意ください。



高齢者向けの求人募集をご検討ください。

令和5年「高齢者雇用状況報告」（6月1日現在）のハローワーク佐久管内の集計結果では、70歳までの就業確保措置のある企業は全体の32.1%（大企業18.2%、中小企業32.6%）となり前年から3.4ポイント増加しました。長野県平均の33.9%を下回りましたが、全国平均の29.7%より高い結果となりました。

少子高齢化の急速な進行により労働力人口が減少していく中で、65歳を超えても働き続けることを希望する就業意欲の高い高齢者が増えています。

高齢者の豊富な知識・経験等活用と次世代への技能等の伝承の観点から、高齢者の雇用継続に併せて、高齢者の新規雇入（求人募集）につきましても、ご検討をお願いします。



【編集後記】

春の訪れが待ち遠しい時期になりました。新年度はもうすぐ！最新情報をしっかりチェックして、準備を整えよう！（第23号：令和6年2月発行）



配線コードで足を^{つまづ} 踏いたことはありませんか

管内で、配線コードが机と机の間に挟まれた状態で損傷して出火し、火災になった事故が発生しています。

配線コードに係る労働災害は非常に多く発生しています。例えば

- ①通路で配線コードに足を踏き、転倒したもの
- ②絶縁被覆が損傷した配線に感電したもの
- ③脚立が仮設配線を踏み、作業者が感電したものなどがあります。配線は身近にあるものですが、火災などの重大災害の原因になることも少なくありません（転倒災害でも最悪死亡災害になり得ます）。皆様におかれましては、事業場内の配線の状況に問題がないか、絶縁被覆に問題がないか、転倒の危険がないかなどを確認してください。特に有機溶剤などへの引火、可燃性の高いものの近くの配線については、火災の危険がないかも確認してください。



↑災害事例



令和5年の法令遵守状況について

令和5年も小諸労働基準監督署管内において、様々な事業場を巡回指導させていただきました。中でも特に違反の多かった事項は、以下のとおりでした。

- ・労働時間（36協定の未届や、36協定の上限を超過して時間外労働をおこなっている）
- ・割増賃金（時間外労働や休日労働に対する割増賃金が支払われていない）
- ・就業規則（未作成や、内容が実態と異なっているのに変更届を届け出していない）

また、労働時間に関連して、36協定の内容が形骸化している事例が散見されました。「協定で定める限度時間は本当にこの時間数でよいか?」「さらに時間外労働を削減するためにはどんな工夫をすべきか?」等、新たに36協定を締結する際には、改めて労使間で話し合ってみてください。



時間外労働削減の好事例
運送業・製造業など→
←建設業（国土交通省作成）



当署ホームページ掲載資料の活用について

当署においては、法定労働条件の確保及び労働災害防止のため、下記（例）のとおり、作成等した各種資料を「当署ホームページ」に掲載していますので、適宜ご確認・活用ください。

（例）

今年度の全国安全週間（令和5年7月1日～7日）に併せて、「事業主からの手紙」と題して、同意を頂いた上で、当署管内の事業場で直近数年間に重大災害等が発生した事業主からのメッセージを集約しています。

（例）

毎月中旬を目途に、前月末日までの管内「労働災害発生状況」を集約し、業種・事故の型別等に分類しています。

（例）

今回で24号目となる「Hello!こもろ一き通信」（旧：「こもろ一き通信」）の最新号及びバックナンバーを公表しています。



←当署ホームページ



障害者専用求人をご検討ください。

令和5年「障害者雇用状況報告」（6月1日現在）のハローワーク佐久管内の集計結果では、雇用障害者数は625.0人で前年比12.5%増（69.5人増）となりました。障害種別でみると身体282.0人（27.5人増）、知的203.0人（7.5人増）、精神140.0人（34.5人増）となり、障害者雇用は近年急速に伸びています。一方で、ハローワークに登録する障害求職者は822人（R5.12月末）と、大勢の方が就職を希望しております。2月1日開催の障害者就職相談会には100名近い参加者がありました。ダイバーシティ（多様な人材の登用）の観点からも積極的な障害者雇用に向けて、障害者専用求人のご検討をお願いします。



【編集後記】 春はあけぼの。

新たな気持ちに切り替えながら、新年度のスタートラインに向かひましよう。皆様、今年度は、大変お世話になりました。（第24号：令和6年3月発行）